

使 用 者	減 免 額
(1) 特別支援学校の教職員に引率される児童生徒及び当該引率者	使用料の全額
(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条の規定により設置された児童福祉施設の職員に引率される当該施設に入所している児童及び当該引率者	使用料の全額
(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設の職員に引率される当該施設に入所している者及び当該引率者	使用料の全額
(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第83条の規定により設置された障害者支援施設の職員に引率される当該施設に入所している者及び当該引率者	使用料の全額
(5) その他知事が必要と認める者	知事が必要と認める額